

## 「神奈川県と神奈川県弁護士会とのSDGs推進協定」に基づく主な取組

連携事項と主な取組	
	<p>1. 人権擁護・男女共同参画の推進に関すること</p>  
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県と神奈川県弁護士会、各々のイベントや普及啓発媒体で相互の取組を周知し、広く訴求することで、支援を必要とする県民へのアプローチを推進する。</li> <li>○ DV被害者支援などの人権擁護活動に取り組む</li> </ul>
	<p>2. 児童の権利擁護に関すること</p>  
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童虐待に迅速・的確に対応するため、児童の権利擁護に精通した弁護士に、職員が常時相談可能な体制をつくる。</li> </ul>
	<p>3. 消費者被害対策に関すること</p>    
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者被害の未然防止に向け、弁護士の専門的知見を活かした消費者向け啓発資料を作成し、有用な情報を県民に提供する。</li> <li>○ 普及啓発媒体における相互の取組の周知やイベントにおけるPRなどの協力を通じて、より多くの県民へ情報提供を行う。</li> </ul>
	<p>4. その他、SDGsの達成に向けた取組に関すること</p>   
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及など、県民の人権意識の向上のための情報発信に関する連携を行う。</li> <li>○ 神奈川県事業承継ネットワークの活動を通じた中小企業の事業承継の円滑な推進を行う。</li> <li>○ SDGs普及に向けた相互の協力を行う。</li> <li>○ 県広報媒体によるPRなど、広報活動の連携を促進する。</li> </ul>

上記連携事項に対する意見交換の場を設置する。